

③「自己の電子メールアドレスを公表」している団体・営業を

営む個人

（特定電子メールの送信の制限）

第三条 送信者は、次に掲げる者以外の者に対し、特定電子メールの送信をしてはならない。

一～三 （略）

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令・内閣府令で定めるところにより自己の電子メールアドレスを公表している団体又は個人（個人にあっては、営業を営む者に限る。）

2・3 （略）

施行規則

（自己の電子メールアドレスの公表の方法）

第三条 法第三条第一項第四号の規定による自己の電子メールアドレスの公表の方法は、自己の電子メールアドレスをインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置く方法とする。ただし、自己の電子メールアドレスと併せて特定電子メールの送信をしないように求める旨の文言をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いたときは、この限りではない。

1) 基本的な考え方

法第3条第1項第4号では、同意を通知した者以外の者であっても、その者に宛てて特定電子メールの送信が可能なものとして、「総務省令・内閣府令で定めるところにより自己の電子メールアドレスを公表している団体又は個人（個人にあっては、営業を営む場合に限る。）」が定められている。

正当な営業活動の一環として事業者間（B to B）で電子メールを送受信する場合に、ウェブサイト等でメールアドレスを公開している事業者に対してビジネス向けサービス・製品の広告・宣伝メールを送信することは実態的に行われており、ビジネス慣習上も一定の範囲で認められているものと考えられる。また、そもそも電子メールアドレスの公表は、基本的に、電子メールを受け取るために行われるものである。このため、そのような場合には、特定電子メールであっても、一定の送信は許容されるものと考えられるため、

オプトインの例外とされたものである。

2) 公表の方法

このような実態を踏まえ、具体的な公表の方法としては、施行規則第3条で、「インターネットを利用して公衆が閲覧できる状態に置くこと」と定められている。

ただし、電子メールアドレスの公表と併せて特定電子メールの受信を拒否する旨を表示している場合には、事前の同意のない特定電子メールの受信を受信者が許容していないことが明確であり、特定電子メールの送信を認めないことが適当であることから、そのような場合は、「自己の電子メールアドレスの公表に該当しない」ことが施行規則第3条で明示されている。

受信を拒否する旨の表示に関しては、広告宣伝メールの送信をしないように求めることを目的とし、明確に拒否する旨の意思表示であることが判る用語（例えば、「特定電子メール」、「広告メール」、「宣伝メール」、「迷惑メール」等の文字と、「拒否」、「お断り」、「送信しない」等の文字を組み合わせたもの）を用いて、電子メールアドレスの直前又は直後など公表する電子メールアドレスと併せて表示することが適当である。

なお、このような表示をした場合であっても、単なる私信等の特定電子メールに該当しない電子メールの送信まで行えなくなるものではない。また、受信者にとっては、このような表示をした場合には、ビジネス上有用なサービスの紹介メール等受け取りたいと思っている電子メールであっても、特定電子メールに当たるものについては、受信できなくなる場合があることに留意する必要がある。

団体（企業及び非営利団体、官公庁含む）及び個人でも営業を営む者（商店、個人事業主、自営業者等）に対しては「**広告宣伝メールの受信を拒否していなければ受信者の同意の有無に関わらずメール配信が可能**」と明記しています。※弊社ではHP上での受信拒否をしている場合、及び過去に個別で受信拒否の連絡があった履歴のある宛先リストにはメール配信はしておりませんのでご安心ください。